

伊方原発広島裁判：本訴第3回口頭弁論期日で立証計画提出

定例学習会のテーマは原爆被爆者寿命調査（LSS）

===== 2016年11月24日 直ちに解禁
2016年11月24日（広島）：

伊方原発広島裁判は11月30日（水曜日）、広島地裁で本案訴訟（本訴）の第3回口頭弁論期日を迎える。（末永雅之裁判長、山本由美子裁判官、岡村祐衣裁判官）伊方原発広島裁判原告団が提訴している2本の訴訟のうち、3号機の仮処分命令申立事件はすでに6回の審尋を終え、10月末までに原告側（債権者側）の代理人弁護団は追加の準備書面（補充書）も提出、広島地裁の決定を待つばかりとなっているが、本訴は第3回口頭弁論で、原告側代理人弁護団が全体立証計画を提出するなどいよいよ本格論戦に入る。

原告団側はこれに備えて、法廷内に5人の原告を準備、うち4人までが広島原爆被爆者（隅田正二名誉原告団長、隅田隆子さん、堀江壯原告団長、伊藤正雄原告副団長）、残る1人は愛媛県松山市在住の小倉正さん（仮処分申立人を兼任）という体制。

また傍聴席に30席の法廷外原告席（バー外原告席）を確保、できるだけ多くの原告が抽選なしで裁判に参加できるよう準備を整えている。

第3回口頭弁論では原告の小倉正さんが、障がい者など社会的弱者はひとたび伊方原発で放射能苛酷事故が起これば逃げるすべはなく、人格権が根本から破壊される、憲法が国民1人1人に保障する人格権を守るには伊方原発の運転を止めるほかはない、とする意見陳述を自身の職業体験から行う。

また開廷に先立って実施される、原告、応援団、支持者、弁護団による広島地裁への行進では、最近原告団に参加した在広ドイツ人、バーンド・フィニックスさんが先頭に立つなど、日本人のみならず広島に住む全ての人々の、伊方原発再稼働反対の意志を明確に示すこととしている。

また当日は、裁判傍聴席に入ることができなかった参加者を中心に、広島弁護士会館で「参加者交流会」を開く予定となっており、口頭弁論・進行協議、交流会終了後は恒例の報告会・記者会見も開催することになっている。

（添付チラシ「11月30日第3回口頭弁論期日」参照のこと）

一方口頭弁論・仮処分審尋に合わせて行うことにしている定例学習会は、今回12月3日（土）広島平和記念資料館地下1階会議室2で午後2時から開く。今回テーマは「原発推進派が金科玉条とするLSSのいかがわしさ」と題する原爆被爆者寿命調査（LSS）。LSSがいかなるいきさつで開始され、疫学調査・研究として大きな問題を抱えているにもかかわらず、原発を推進する勢力がなぜ唯一絶対の放射線影響調査・研究と位置づけているのかを明らかにした報告が、小田真由美（「LSSはどこが批判対象とされているか」）、哲野イサク（「避難基準100mSvの

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する 伊方原発運転差止広島裁判

正当化に使われる LSS～LSS 信仰を打破するのは広島市民の使命～」) の 2 人の原告からなされる。

またこの日は「日本の原発推進の流れをどう見る～在広ドイツ人の見た伊方原発～」と題して新たに参加した原告の、元原発技術者、広島在住のバーンド・フィニックスさんから特別報告がなされる。(なおフィニックスさんの報告は英語だが逐語通訳者が日本語通訳を行う)
(了)

添付チラシ:「11/30 第3回口頭弁論期日」A4版片面カラー…………… 1部

問い合わせ先:伊方原発広島裁判応援団事務局
〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org

URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当: 哲野イサク (携帯電話 090-7899-4998)